

(別紙・長尾団交確認書 原本には東山副学長のサインあり)

確認書

2003年12月3日、長尾真総長(当時)は、以下の事項を確認した。

〔1〕2003年11月14日の話し合いをふまえ、

1.国立大学法人制度自体は、学問の自由・教育を受ける権利・大学の自治を保証・促進する観点から策定されたものではなく、運用によってはこれらを侵害する危険性の大きい制度であって、今後これ以上の制度改悪を阻止するとともに、それらの積極的な改善をはかってゆく必要がある。

2.国立大学法人化の受け入れにあたっては、学生など当事者(「注記1」を参照。以下同じ。)の意見が十分に反映されなかったし、そのようにあるべきではなかった。

〔2〕これまで大学と学生など当事者との間でなされてきた話し合いの内容や交わされた確約については、法人化後も責任を持って引き継ぐ。組織再編にあたっては、話し合われた内容や交わされた確約を引き継ぐべき組織を、当該再編を議論する段階から明確にし、責任を持った引き継ぎが行われるようにする。

〔3〕学生など当事者から出された意見や要求に対して、これらを尊重し、誠実な対応を行う。

1.学生などに関する問題については、厚生補導担当副学長(以下、「副学長」と言う。)が、学生など当事者の意見・要求に誠意を持って対応する。要求があれば、副学長は、団体交渉を含めた話し合いに応じ、確約も書くものとする。

2.特定の組織に深く関わる問題については、当該組織の責任者が応ずべきものとして、学生など当事者からの要求があれば学生部および副学長が、当該組織の責任者への取り次ぎ・連絡調整を行うものとする。

3.全学的に重要な問題については、総長が話し合いに応ずることも含め、誠意をもって対応する。

〔4〕A号館やサークルボックスなど吉田南キャンパス内施設の使用に関しては、これまで行われた話し合いの内容や交わされた確約を引き継ぎ、学生など当事者との話し合いができる体制にするために、総合人間学部、高等教育研究開発推進機構、学生部の間で調整・検討を行い、学生など当事者に不利益とならないように対応する。

〔5〕全学共通教育について、学生からの意見を聞いたり、話し合いができるよう務める。

〔6〕福利厚生・自主活動について、

1.福利厚生・自主活動の場(寮、西部講堂・西部構内広場、サークルボックスや学生控室、授業時間外に課外活動に利用されている授業施設、など)において行われてきた学生など当事者による自主管理の意義を認め、その慣行を尊重する。

2.法人化にあたり、福利厚生・自主活動の場所に対して、自己責任・受益者負担の適用を安易に行わない。3.法人化後、福利厚生・自主活動の場に対して、評価による制裁を通じた間接的なものを含め、政府による介入は絶対がない。

4.法人化後、福利厚生・自主活動の切り捨て・縮小を行わず、積極的に拡充する

よう努める。

〔7〕就学費用について、

1.学費標準額の値上げが行われないよう努める。

2.学部別授業料の導入およびすでに法科大学院において現れている学費格差は、好ましくない。

3.不十分な授業料免除制度や奨学金制度については、今後積極的に改善・拡充してゆくように務める。

〔8〕民族学校出身者への受験資格について、

1.朝鮮学校出身者を個別審査扱いにしている文部科学省の政策については、これが差別であることを京都大学として確認する。

2.一度認めた外国人学校の名称を、入試委員会の決定を尊重の上、募集要項に例示するよう努める。

3.来年度(平成 16 年度)の京都大学入学試験において、朝鮮学校出身者および出身予定者に受験資格を認めた際、具体的にどのようなことを審査基準としたのかを、入試委員会の決定を尊重の上、明らかにするよう努める。

4.認定書の交付期限を明記し、交付を迅速に行う。

5.国立大学の受験資格については、一部の外国人学校を差別している文部科学省の対応を改めさせるために、働きかけに務める。

〔9〕2003 年 11 月 28 日に全学団体交渉実行委員会から提出された「総長団交にあたっての要求書」中の(5)～(7)及び(9)(「注記 2」を参照)については、今後学生など当事者と話し合ってゆくべき課題として次期総長に責任を持って引き継ぐ。

〔10〕以上、今後、遵守するものとして、次期総長に責任を持って伝える。

注記 1

ここで言う当事者とは、当該の事柄に対し、切実な関係を持ちまたは要求を有する者を指し、大学当局がその範囲を一方的に限定することはしない。

注記 2

(5)法人化後、学生等との話し合いを主に行う副学長は大学法人の理事とし、従来通り学生部を統括する立場に置くこと。また、理事及び経営協議会委員には文部科学省など中央省庁の出身者を充てないものとするとともに、これらを含む要職者の選任・罷免には学生を含む学内当事者の意見を反映させること。監事についても、これらに基づいた選任等を文部科学大臣に対して強く求めること。

(6)学内にいまだ存在する差別やセクシャル・ハラスメント、及びアカデミック・ハラスメントなどに関する問題を含め、人権に関わる問題について、今後適切に対処し、また、差別・抑圧の根絶を目指して、継続的かつ効果的な措置をとること。

(7)今後とも、学内には警察官の無断立ち入りを禁ずるとともに、捜査への協力要請に対してはより一層慎重に対応するものとし、また、不当な強制捜査・機動隊動員等に対しては、拒否・抗議するなど断固とした姿勢で臨むこと。

(9)学内における身体障害者等への障壁を可能な限り取り除くため、当事者との十分な話し合いの上、継続的かつ効果的な措置をとること。

2004 年 4 月 6 日

京都大学副学長東山紘久(ひがしやまひろひさ)